令和８年 10 月９日

# 質　問　事　項　・　回　答

案件名称：本市施設等への太陽光発電設備導入可能性調査業務委託

**大　阪　市　環　境　局**

| 番号 | 質 問 事 項 | 回　　答 |
|---|---|---|
| 1 | 仕様書案「２．履行期限」<br>本業務の履行期限は令和9年3月31日までとなっておりますが、契約締結時期や資料提供の進捗状況、現地調査実施時期等に応じ、履行期間の変更（延伸等）について協議することは可能でしょうか。 | 履行期限を変更することはできません。 |
| 2 | 仕様書案「３．対象施設等」<br>太陽光発電設置可能性簡易判定ツールに入力した各棟の情報（竣工年、構造、階数、屋根形状、耐震性等）及び「〇」「△」の判定結果を、契約後にご提供いただけますでしょうか。 | 環境省の「太陽光発電設置可能性簡易判定ツール（地方公共団体版）」をもとに取りまとめた資料を提供予定です。 |
| 3 | 仕様書案「３．対象施設等」<br>簡易判定（ツール）において、屋根形状の整理や建物の使用予定は考慮はなされているという理解で良いですか。 | 環境省の「太陽光発電設置可能性簡易判定ツール（地方公共団体版）」で「〇」又は「△」の判定となった建築物を対象としております。 |
| 4 | 仕様書案「４（１）資料調査」<br>図面、構造計算書、電気使用量、および施設内に複数建物がある場合の配置図 につきましては、契約締結後速やかにご提供いただけると考えてよろしいでしょうか。 | 契約後に提供する環境省の「太陽光発電設置可能性簡易判定ツール（地方公共団体版）」をもとに取りまとめた資料を提供します。資料調査については、当該資料と航空写真等から導入可能性の有無について検討し、導入可能性がない又は低いと判断した施設を除外してください。そののちに、残る施設等の図面等資料を提供します。 |
| 5 | 仕様書案「４（１）資料調査」<br>図面、構造計算書、電気使用量等の提供形態（電子データ（PDF 等）または紙資料等）をお教えください。 | 提供形態は、電子データ（PDF）を基本としますが、過去の図面等で電子化されていないものなど紙資料もありえます。 |
| 6 | 仕様書「４（１）資料調査」<br>各施設について、大阪市からご提供いただける図面には、どのような資料が含まれる予定か。 | 建築物であれば屋上平面図、敷地・空地であれば地上平面図を予定しております。 |
| 7 | 仕様書案「４（１）資料調査」<br>構造計算書のない施設について、構造計算（再計算）及び耐震診断の実施は、本業務の範囲外との理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 8 | 仕様書案「４（１）資料調査」<br>構造計算書のない施設が多く存在するとありますが、対象施設（574 棟）のうち概ね何割程度が該当するかお教えください。 | 構造計算書の存在割合については把握しておりません。 |

| 番号 | 質 問 事 項 | 回　　答 |
|---|---|---|
| 9 | 仕様書案「４（１）資料調査」<br>建築年、建物構造、建替・廃止予定等の基本情報は、一覧表データ等で一括ご提供いただけますでしょうか。 | 環境省の「太陽光発電設置可能性簡易判定ツール（地方公共団体版）」をもとに取りまとめた資料を提供予定です。 |
| 10 | 仕様書案「４（１）資料調査」<br>ご提供いただく「電力使用量」について、こちらは年単位・月単位・30分値、どちらになりますでしょうか。 | 電力使用量の集計単位は、対象施設等により異なります。 |
| 11 | 仕様書案「４（１）資料調査」<br>ご提供いただける電力データは30分値のデマンドデータですか、年間使用量等のデータですか。 | 電力使用量の集計単位は、対象施設等により異なります。 |
| 12 | 仕様書案「４（１）資料調査」<br>仕様書４（１）の「本市が提供する資料（電力使用量)」について、データの粒度（月別使用量又は30分値)、対象期間及び提供形式をご教示ください。<br>また、複数の棟が同一の受電点となっている場合など、棟別の使用量が把握できない施設はありますでしょうか。 | 電力使用量の集計単位は、対象施設等により異なります。<br>電力使用量の提供については、令和７年度１年分の紙資料又はデータ（ＰＤＦ又はエクセルシート）となります。<br>複数の棟が同一の受電点となっている場合など、棟別の使用量が把握できない施設はあります。 |
| 13 | 仕様書案「４（１）資料調査」<br>電気使用量について、データが存在する施設においては30分デマンドデータの提供は可能でしょうか。 | 対象施設等のうち、施設等管理者が既に30分値を取得・保有している施設であれば提供可能です。 |
| 14 | 仕様書案「４（１）資料調査」<br>各施設の竣工図面の電子化状況をご教示ください。　（例：ほぼ電子化済み、一部電子化済み、未電子化（紙のみ） | 提供形態は、電子データ（PDF）を基本としますが、過去の図面等で電子化されていないものなど紙資料もありえます。 |
| 15 | 仕様書案「４（２）現地調査」<br>現地調査対象施設は提案すること、となっていますが、対象施設数の目安はございますか。また、最低限〇施設（〇棟）は実施、といった想定があればご教示ください。 | 現地調査の対象施設等数については、目安としては 20か所程度を想定しておりますが、資料調査の調査内容等を踏まえ、協議の上、対象施設等数は増減可と考えております。 |
| 16 | 仕様書案「４（２）現地調査」<br>調査対象施設および実施方法は事業者からの提案とされていますが、発注者側で想定されている現地調査の数量（概ね何棟・何箇所程度など）がありましたらお教えください。 | 現地調査の対象施設等数については、目安としては 20か所程度を想定しておりますが、資料調査の調査内容等を踏まえ、協議の上、対象施設等数は増減可と考えております。 |

| 番号 | 質 問 事 項 | 回　　答 |
|---|---|---|
| 17 | 仕様書案「４（２）現地調査」<br>現地調査の対象施設数について、想定や目安はありますでしょうか。また、資料調査の結果、設置可能な施設が想定より大幅に増減した場合、現地調査の対象数は協議により調整いただけますでしょうか。 | 現地調査の対象施設等数については、目安としては 20 か所程度を想定しておりますが、資料調査の調査内容等を踏まえ、協議の上、対象施設等数は増減可と考えております。 |
| 18 | 仕様書案「４（２）現地調査」<br>現地調査の実施にあたり、施設管理者（各施設等）との日程調整や事前連絡等につきまして、ご協力（発注者からの通知等）をいただけますでしょうか。 | 現地調査にあたり、本業務の本市担当者が対象施設等の管理者と事前調整を行います。その後、対象施設等の管理者と具体的な日程調整及び事務手続を実施していただくことを想定しています。 |
| 19 | 仕様書案「４（２）現地調査」<br>現地調査にあたり、施設との日程調整及び立会い、許諾取得などの必要な対応は、市又は施設所管課でご対応いただけますでしょうか。 | 現地調査にあたり、本業務の本市担当者が対象施設等の管理者と事前調整を行います。その後、対象施設等の管理者と具体的な日程調整及び事務手続を実施していただくことを想定しています。 |
| 20 | 仕様書案「４（２）現地調査」<br>現地調査を行う施設数について、現時点でおおよその目安はございますでしょうか。 | 現地調査の対象施設等数については、目安としては 20 か所程度を想定しておりますが、資料調査の調査内容等を踏まえ、協議の上、対象施設等数は増減可と考えております。 |
| 21 | 仕様書案「４（３）導入手法の提案」<br>導入手法について、PPA・リース・自己所有のうち、どの手法をメインに検討されていますか。 | 導入手法については、ＰＰＡ又はリースを優先しますが、資料調査及び現地調査の結果をふまえて検討し、ご提案いただきたいと考えております。 |
| 22 | 仕様書案「５．成果物」<br>成果物は、Excel のリストのほかに、報告書（Word）の作成が必要でしょうか。 | 成果物は、Microsoft Office（Word 又は Excel）で作成していただきますが、Excel リストの他に報告書の作成が必要と考えます。 |
| 23 | 仕様書案「５．成果物」<br>成果物として、具体的にどのような資料の提出を想定されているでしょうか。 | 本成果物をもとに、本市の太陽光発電設備導入に係る具体的な検討が進められるよう、導入施設や導入手法等を具体的に提示してください。 |

| 番号 | 質 問 事 項 | 回　　答 |
|---|---|---|
| 24 | 募集要項「６（２）イ 提出書類③」<br>・「定款、寄附行為、規約など設立目的や運営方針が記載された資料」とありますが、株式会社の場合は定款（写し）の提出をもって足りるとの理解でよろしいでしょうか。<br>・また、共同企業体で参加する場合、当該資料については共同企業体構成員となる各事業者の定款（写し）を提出するとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 25 | 募集要項「６（２）イ 提出書類④～⑨」<br>・「※④～⑨は入札参加有資格者名簿に登録ある者については省略可能である」と記載されている一方で、「共同企業体については、②及び③、⑤～⑨は構成員となる、すべての事業者について提出すること」と記載があります。全構成員が入札参加有資格者名簿に登録されている場合は提出不要という理解でよろしいでしょうか。<br>・また、④の使用印鑑届についても、共同企業体の場合、全構成員が入札参加有資格者名簿に登録されていれば、提出不要という理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 26 | 募集要項「６（３）ア 提出書類」<br>・提案書の電子データについては、PowerPoint、Word 等、作成元のファイル形式に指定はなく、提案者任意の形式で作成した資料を PDF 化して提出するとの理解でよろしいでしょうか。 | 提案書の電子データについては、Microsoft Office 系のソフトで作成し、作成元のファイル形式又は PDF で提出してください。 |
| 27 | 募集要項「６（３）ア 提出書類」<br>「提案内容はＡ４版 10 ページ以内」とありますが、②業務実施体制及び③業務工程表は 10 ページに含まれますでしょうか。 | 提出書類のうち、①提案書について、「提案内容はＡ４判 10 ページ以内で作成すること」としておりますので、②業務実施体制、③業務工程表は含まれません。 |
| 28 | 募集要項「６（３）ア ⑤業務実績調書（様式７）」<br>業務実績を記載した場合、業務の契約書の写しと記載がありますが、契約書の写しではなく、国土交通省所管の「業務実績情報システム」テクリス（TECRIS） の登録内容確認書(業務実績)の提出で宜しいでしょうか。 | テクリスの登録情報では、受注業務の詳細が判断できないこともありますので、業務実績調書に記載した業務の契約書の写しを添付してください。 |

| 番号 | 質 問 事 項 | 回　　答 |
|---|---|---|
| 29 | 募集要項「６（３）ウ 提出部数」<br>事業者を推定できる内容にはマスキングして副本を提出することになりますが、副本に含める書類は①～⑤及び⑤業務実績調書(様式７)に記載されている 契約を証する関連書類全て含めるのでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 30 | 募集要項「７（１）選定基準」<br>・「費用積算根拠の妥当性」について、「積算根拠が客観的に妥当と判断できるものとなっているか」と記載がありますが、見積金額の多寡を評価するものではなく、業務内容に対する積算根拠の合理性・妥当性を評価するという理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 31 | 募集要項「７（１）選定基準「業務実績」」及び様式７<br>「類似業務」及び「同種業務」には、太陽光発電設備の導入可能性調査のほか、ＰＰＡ事業者の公募支援業務、太陽光発電設備の基本設計業務、公共施設を含む再生可能エネルギーのポテンシャル調査も含まれますでしょうか。 | 本件は、太陽光発電設備を導入するにあたり、導入に適した施設を選定し、導入手法を提案いただくことを業務内容としております。これに類似する業務を想定しており、提出いただく過去の受注実績や契約書の写しから判断いたします。 |
| 32 | 募集要項「７（２）ウ 内容・方法等」<br>プレゼンテーションにおいて、提出した企画提案書を投影して説明することは可能でしょうか。可能な場合、プロジェクターや HDMI ケーブル等の機器はご用意いただけますでしょうか。 | プレゼンテーションにおいて、本市が用意した PC 端末、プロジェクター、スクリーン等を使用してご説明をお願いいたします。 |
| 33 | 募集要項「７（２）ウ 内容・ 方法等」<br>・プレゼンテーションは、PC 端末・プロジェクタ等の機器を利用したスライドショーで説明しても宜しいでしょうか。<br>・上記が可能な場合、PC 端末及びプロジェクタ・スクリーンは参加事業者が準備することになるのでしょうか。<br>・上記が可能な場合、スライドショーは、企画提案書に基づく内容であれば、スライドショー用に企画提案書を抜粋してもよいのか、もしくは提出した企画提案書のままで説明するのかいずれでしょうか。 | プレゼンテーションにおいて、本市が用意した PC 端末、プロジェクター、スクリーン等を使用してご説明をお願いいたします。<br>プレゼンテーションの方法は任意で、プロジェクターに映し出す資料（スライドショー）について、選定委員に配布する企画提案書と同一かどうかは問いません。<br>なお、企画提案書は募集要項で指定する期日までに提出いただく必要がありますが、スライドショー資料の提出期限は改めて通知します。 |

| 番号 | 質 問 事 項 | 回　　答 |
|---|---|---|
| 34 | 募集要項「８（１）カ」<br>今回の調査業務を実施することが、次回の本工事入札時に影響があるか　(加点や参加不可など) | 本業務の実施が他の入札案件に影響することはありません。 |
| 35 | 別添「対象施設等一覧（建築物)」<br>対象施設のうち、特別高圧で受電している施設はありますでしょうか。ある場合は施設名をご教示ください。 | 特別高圧で受電する対象施設等はありますが、対象施設等に係る詳細については、契約後に提供いたします。 |
| 36 | 別添「対象施設等一覧（敷地等)」<br>敷地等 10 か所について、利用上の制約（土地利用計画、地盤・埋設物、利用可能な期間）及び発電した電力の需要先の想定をお示しいただけますでしょうか。特に、夢洲Ａ～Ｃの利用可能な期間をご教示ください。 | 敷地等 10 か所について、利用上の制約（土地利用計画、地盤・埋設物、利用可能な期間）及び発電した電力の需要先の想定は契約後にお示しします。夢洲 A～C も同様です。 |
| 37 | 様式５「大阪市入札参加資格承認番号」<br>・承認番号を記載する枠の数が６桁となっていますが、現時点最新では貴市で管理されている承認番号は７桁であると推察しています。ついては現時点の承認番号７桁を記載する、という理解でよろしいでしょうか。<br>・また、記載の仕方として、枠外に１桁、残り６桁を枠内に記載する、ということでよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |